

## 公益財団法人群馬県観光物産国際協会情報セキュリティ基本方針

公益財団法人群馬県観光物産国際協会（以下「協会」という。）は、お客様、会員、ご相談者、及び取引先等からお預かりした協会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき協会全体で情報セキュリティの確保に取り組めます。

### 1. 役員 の 責任 :

協会は、理事長（代表理事）及び業務執行理事の責任とリーダーシップのもと、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

### 2. 協会内体制の整備 :

協会は、情報セキュリティの維持及び改善のために管理体制を整備し、情報セキュリティ対策を協会内の正式な規則として定めます。

### 3. 職員 の 取組み :

協会は、全職員がその雇用形態にかかわらず、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術等の習得に努め、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

### 4. 法令及び契約上の要求事項の遵守 :

協会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、お客様及びステークホルダー（利害関係がある全ての関係者）の期待に応えます。

### 5. 違反及び事故への対応:

協会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:令和4年11月21日

公益財団法人群馬県観光物産国際協会  
理事長 市川 捷次